L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成 11 年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.014

M_{12} ＝ 0.013

M_{13} ＝ 0.013

N　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常

L_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た下水道関連特定治水事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る地方債（平成 11 年度において発行を許可された地方債に限る。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.014

M_{12} ＝ 0.013

M_{13} ＝ 0.013

N　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常